

此外差油料六具許可用意之

〔日中行事〕ひるの事どもはてぬれば、所々の掌燈す、中朝餉はまづ燈ろにともして、藏人内へま
いりて、格子おろして後、内の切燈臺にうつす也、御手水の間に一臺盤所一、うな高とその外所々
つねのごとし、

〔雅亮装束抄一〕大將あるじの事

火をともし事は三人のやくなり、とうだいにあぶらつきすへてもつことさらにすべからず、ま
づうちしき、次にとうだい、あぶらとよるべし、さしあぶらによらんには、ともしてもちて、もとの
うだいにあるにすへかへてもとのをとりにてかへれ、いれくはへなどすることなけれ、うるはし
くはかねのあぶらつきなり、かねのはさみとて、さいしのやうなるものを、かきあげきにはぐし
たるなり、

〔古今著聞集^十章^九〕嘉保二年八月廿八日、上皇鳥羽殿にて前裁合ありけり、中右方の人々参りて

燈臺をたつ、かねての仰によりて、風流并にかずさしの具はとゞめられけり、然而燈臺など美麗
にて銀のさらをすへたりけり、

燈善具

〔倭名類聚抄^{十二}燈火器〕燈蓋 唐式云、每城燈蓋七枚、燈蓋和名阿
布良都岐

〔書言字考節用集^七器財〕燈鉦 燈蓋

〔東雅^八器用〕燈燭トモンビ中倭名鈔に、中燈蓋讀みてアブラツキといひ、燈械讀む事、字音の

如くにして、所以居燈蓋也と注したり、アブラツキといふ、アブラとは油也、ツキとは古俗凡そ器
がてアブラガメといふは、燈械によりて言ふ事の訛れるなり、

〔倭訓栞^{中編一}〕あぶらつき 倭名抄に燈蓋をよめり、今あぶらざらとも油碟とも見えたり、又燈
をよめり、つきは環の義に同じ、